

(農林水産委員会)

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案

(閣法第九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成十七年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、農業近代化資金等に関する国の補助金を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農業近代化資金助成法の一部改正

- 1 法律の題名を「農業近代化資金融通法」に改めることとする。
- 2 都道府県が農業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助することができる旨の規定を削除することとする。

二、農業近代化助成資金の設置に関する法律の廃止

- 一、の2の措置に伴い、都道府県が農業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助するための財源の確保を目的とする農業近代化助成資金の設置に関する法律を廃止

することとする。

三、漁業近代化資金助成法の一部改正

1 法律の題名を「漁業近代化資金融通法」に改めることとする。

2 都道府県が漁業近代化資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の一部を国が補助することができる旨の規定を削除することとする。

四、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法の一部改正

都道府県及び漁業協同組合連合会等が漁業経営維持安定資金の融資機関に対して行う利子補給に要する経費の全部又は一部を国が補助することができる旨の規定のうち、都道府県に係る部分を削除することとする。

五、中小漁業融資保証法の一部改正

四、の措置に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金による保証保険のてん補率が引き上げられる資金について、その要件から、「国の助成に係る利子補給が行われる資金」の文言を削除することとする。

六、施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行することとする。